

平成27年6月1日

大阪府知事 松井一郎様

学校法人 八洲学園  
理事長 和田公人

### 八洲学園高等学校学則一部変更認可申請書

このたび、八洲学園高等学校の学則の一部を変更いたしたく、学校教育法第4条及び同施行規則第5条の規定に基づいて認可を申請いたします。

#### 記

##### 1 変更事項

- (1) 第4条に滋賀県・三重県・静岡県を追加
- (2) 第5条を変更
- (3) 第33条を変更
- (4) 別表1を変更
- (5) 別表2を変更
- (6) 別表3を変更

##### 2 変更理由

- (1) 通信制高校の特色を生かし、当校への入学を希望する広域の生徒・保護者への教育活動を行うため。
- (2) 協力校実績に則した内容とするため
- (3) 被災時等、学資負担者の経済状況に特別な配慮を要する事象が起きた際に対応するため
- (4)、(5) 旧課程の履修者がいなくなったため  
学習困難な生徒に対し、学び直し支援する教科科目教育を行うため
- (6) 施設保守および整備の為

##### 3 変更年月日

平成27年10月1日

##### 4 新旧の比較対照表

別紙の通り

##### 5 新旧学則

別紙の通り

##### 6 理事会・評議員会議事録

別紙の通り

以上